徳渡國古記

八止

和書門
類 二九二七八 號
一七一函 二架 八冊

内閣文庫
和書
類 二九二七八 號
八冊 六架 一七五函
(八中)

地

内閣文庫
番號 和 29278
冊數 8 (8)
函號 175 100

国立公文書館
National Archives of Japan

内14

佐渡国古記文八

目録

一 紙上沃根ノ峰ニ託附佐渡方軍ヘ事

一 京勢ノ智羽茂ヘ押合戦ヘ事

一 京勢ノ智佐渡海附浮上ノ雲ニ築ヘ攻ヘ事

一 紙上智方府中ヘ北頭ヲ討羽茂ヘ押ヘ事

一 京勢ノ智摘ト成事 英ノ刑罰ヘ事

朽木文庫

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

于刑ニ流罪ニ処シ内藤大炮鑄イニ成ル 迅雷
最寄人 最寄ハ一ツ寄ノ所ニテ 迅雷伝ノ寄場ニ寄場ヲ
薩摩ノ藩士 和泉ノ藩士ニテ
ヲ以テ藩ニ命シ薩摩ノ藩数百名ヲ以テ
戰シ内ノ藩ニ於テ人ノ義ヲ以テ会
藩有志ニ対シ 外略ス時ニ家ヲ
強文武ニ力ノ方便アリ軍事ニ於テ
小銃ノ事ニ於テ味方藩利ヲ
以テ為ス事ヲ知レ大炮ノ事ニ
付テ之ヲ以テ敵ヲ威ス

于時ニ流罪ニ処シ
最寄人 最寄ハ一ツ寄ノ所ニテ 迅雷伝ノ寄場ニ寄場ヲ
薩摩ノ藩士 和泉ノ藩士ニテ
ヲ以テ藩ニ命シ薩摩ノ藩数百名ヲ以テ
戰シ内ノ藩ニ於テ人ノ義ヲ以テ会
藩有志ニ対シ 外略ス時ニ家ヲ
強文武ニ力ノ方便アリ軍事ニ於テ
小銃ノ事ニ於テ味方藩利ヲ
以テ為ス事ヲ知レ大炮ノ事ニ
付テ之ヲ以テ敵ヲ威ス

外国ニ入ル事ヲ禁ル所ノ法ニ
ヲ以テ外国ニ対シ 迅雷ニ流罪ニ
不ル要害ヲ思ハ小銃ニ撃ル
軍艦ヲ使ハ角ニ城ヲ乗列ノ智ヲ業
門ノ事ニ於テ異国ノ吹戰ヲ抑制ノ
術ヲ以テ異国ヲ使ハ時ヲ合セ
敵ヲ失ハ引付ヲ使ハ抑ル智ノ射
面ノ事ニ於テ放ツ器ヲ門ニ射ケ
ツ小時ヲ以テ後ヲ城方時下ヲ会
ツ下ニ一ツ小押ル事ヲ

一番に切り崩し、敵を追ひ立て、手を負
ひ、切腹いたす大将、敵に吹聞せ、社
尾老と云ふ者、敵士に命を惜まず、
度の働をなす、心を一方に能く切れい
作法方に、軍に手柄を誇り、敵をものな
ども思ひ方負し者、強く防ぎ強く戦ふ
り、敵人を深く追ひ、たとえ敵の戦い
ずれども、更に結負はなしね、敵方に
相手の智と深き、入智戦に後
智を示、負勝、少しもためらはず、
家迫後に敵智を深く、信を元にして、時
しきれ、入れ、ごつて、縁を変して、後
合り切れ、お十接、敵に敵、切組に敵い中を陽れ
右往左往、敵小り、千吋、強く、切いる
仮根門、敵部中、馬作負い味方強し、
りんこと、己のごとく、示日、施ず、作率
と集、丸に、使ん、に、絶不作敵、知必矢
を、者、作負り、掠仮小、矢拓、白く、書き
たり、作矢ん、を、強い、大軍のもれいた
年、○馬介、果、大ひ、大将

薮田作兵衛ら作左衛門と身方に成り敵僕等
手負ひ討死致し候ては手を射敵
れ敗北仕候ては其方の中間に義兵衛と
申候者と進捗い彼るの鞍跡に乗り
成迎へ申候甲斐なく成り味方
の陣へ帰り候ては面目無く存候人の
ものを引とり若し義兵衛と
と名乗られ候ては其方の弟と成り
申候武田の弟と仕り
城内皆大勝の形勢に成れい皆北条勝

汝根一作は内へ引入申候又作左衛門儀と
申候かと思い為天晴や無無町の大火
して無無町とは今の大塩町の事なり
吹掛られい火煙北に掛られ煙の中に
大方と成り光茂れい消んとする
所に果て計り内に火の手城へ飛火
光天の如し黒煙四方を包み雷鳴
一時忽焦なり城内の諸士共又驚い
百倍し騒動と化し立ち騒ぎ
り時不申候内方に成り

[illegible]流い一文字ハ海ヲ流れて
[illegible]と結ひやしに出ましと云ふ城坂壁十畳三
十畳ニ而国ニ成ましと[illegible]のうち
に不なく脇ゟ切ると命ゟ抑此石橋を
ゟ流ス紅能久後条崖の浦字小初尚ほく
守護ゟ播州ニ住ましし能久孫ゟ八郎太郎
牧信俊ゟ国蔵ゟ[illegible]の尚ほく海ゟ河ゟ田ゟ
信長種ゟ築ゟの一城たり城の横ハ九ハ
海ニの九ニ九英ゟ[illegible]ニ二の九ニ[illegible]
九ゟ[illegible]ゟ九ニ九の[illegible]ゟ二十八ゟ余の

城ゟ乃抜橋ゟ後ハ[illegible]ゟ而ニの角倍ゟ[illegible]ゟ
天守ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ蔓の九苦ゟ余ゟ[illegible]ニ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]の
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]の矢ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ築ゟ[illegible]ゟ大ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ城ゟ[illegible]ゟ城ゟ[illegible]ゟ水
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟの[illegible]ゟ[illegible]ゟ奥[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
海ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

後ヨリ加ヘ来ル一隊南北一ツニ成リ
ヨシ然ルニ武節高橋ヨリ叶ヒ難キ
形勢ナリシ流ヲ十代作ヲ乗福島原ニ
ヲリ天運ヲ極メシ強勇ナル
河東田城主秘蔵ヲ屋ヲ焼ク焼ク
ヲ石の中流ヲ流ヒ羽蔵城ヲ奪ヒ叶ハ
ナ遂ケシ也山石能別長の行系 今四郎 信長之孫 羽蔵城ヲ
立籠ル家の名ヲ九郎入道ヲ九郎
ヲ雲風家流ヲ物ヲ長ヲ送ル
の長崎城ヲ羽蔵ヲ白井和泉守

ヲ行ル高流ヲ後河東田町人ヲ安達
ヲ原ヲ家ヲ家ヲ同名一融方ヲ後ヲ
同不中山城寓ヲ原ヲ有ヲ不の後ヲ
京勝ヲ勢羽蔵ヲ抑ヲ合戦ヲ
城士ヲ河富の軍ヲ步侍ヲ山ヲ凱陣ヲ百騎ヲ
騎ヲ騎ヲ疲ヲ来ヲ城後ヲ行ヲ
ヲ大将長田信ヲ勝利ヲ本ヲ流ヲ
步捕ヲ次第ヲ忠功の従ヲ状ヲ験ヲ
步地ヲ負の云ヲ書記ヲ御ヲ家
侍ヲ浮ヲ京勝ハ送ヲ慶ヲ也ヲ

被思召候ハ限りなし　外国人の返答に
感状ハ遠州ハ一ツ物なり一国平均に被下ハ
既に恩賞なり　後沢根へ出張ハ長
作右衛門　今戦　信濃　こゝろ　被帰
て一同に感状を角田へ出されを
作右衛門　出ふもの　武州運ふ　出ものも
沢根へ　ハ　ハ　奉ひ　作戦　ハ
書信書　被　被　成ハ傾　長岡ハ
京摂へ　先　御教　送　作
役　ふ　出中の北沢の弓能ひ　行京

心を西今ふ事ハ御さふる　下時ハ北沢
市兵衛　作右衛門　送　時ハ　西　一刀
ふ　大敵　義　討捕　ふ　取　迫　府
中の敵　ハ　へ　れハ　来　ハ　ひ
原　ふ　味方　へ　来　迫　ふ
詰　原　西　被　ふ　強勇
西　沢根　儒　ハ時　作　の　陸　ハ
儒ハ教　れた　細谷の　新　大智ハ　城ハ
ハ　ハ　れハ　沢ハ　候難の　端
御分　り　義　大学　城ハ　刀

陳を法法方のお客と法方を見かけ法を搦捕りとして山林の前り
陣を開ひ れい形ゆ またく兵警然のいさき
よ戦 廃キ又ゆとこ又ゆ和いをてとこ偽と見り
大石の海小法を和し 羽義川をさし南小責元
光ゆ対ゆ法ゆ貝い歌をく前ゆと吹し要
害巌要猪へ城との心合つまりふ広ふと代多
かし 慕引小自中小 仕成たりこ貝ふ元
孫井 郎ゆ中 治解キ 同石井 郎ゆ信義 延彼多
小潰辛 に ゆ 勢と が へ 出丸と 搦立合ツて 却り

陣中の雪を踏更数ゆ ゆ 勢ふ千 郎府
中ふ景こ 城を不問を ゆ方 義を いこ貝
こ中法ゆれい形と 若林 常力 生相 笠井 益為
仕陽ゆ人と 百騎を法し が 留たり 山ふ一方を
法ふ 歌の景ゆと 法ふ 抑 山軍し
紀い美 竟 京情いこ貝ゆ中小 高根ゆを
小一ふの 礼と ゆれを ゆの軍し 仕成し
城坂合ゆの 猪頭と ふ小 法流の戦 元とん
を忠ゆ法に 羽方の軍を 当 事を 扶ゆり
法ゆん と 頭に 治ゆし 太死を ふの 小いゆ

り多数千餘の門を市しのお法へ向ハセ給ひ
皆小菊丸の陣を打交り天正十七年六月
六日大和大和へ押寄る長盛の勢と揚り
合る強た城を攻る時くとも今度は移輝はれ
き敵いなくして小菊丸敗つて城を
時体中より一番に大和失ひを敗し群
り敵小野寺掃部助長盛
打れて彼の敵陣智に初
搦手味方の味方いと時と押
もしき安二安三小野寺後陣の城章

者しとおかるとなんと鉄ひとり手負死人
八数ありを強き敵ハ小野寺門井田孝選(チカヨリ)為
打時者ハ敵撰南多と幸し
切徒に石流者とおしと筆を揚んと大敵
とつへしも井田り切ちあるみ果ハ川を
にくへふ多ハ三度の後り智芸の術
多をとり麻のふくと矢を打置
除入しと働くおと一回ハ矢を敗せいの弟
陣面かも法く井田り猛に立り陣ハ
打ちけく働けしも三月又金石ハ

矢倉に引入れ射殺す死骸を城内に
井四郎斬死仕候由聞及申候
為遣死骸と云迄ニ成共と仕合ニ成り城
内方も為軍ニ対し之人数出候を
軍に対し之人数打ふし夕陽に
成り必ず出れ申候猪頭と少弾と
不と引ふり
京猪が智波海附浮之家臣と峯久和
共
佐波の城主尚忠のうちと迄一ふ京猪へ附ふ
に浮之地沢山も中迄ふい来る忠の乃ふ限りハ
迄ふ迄ハ味方に抜きい者別定
若と申ハ城内傾忠と云藤と抜出
て猪頭と少人と弾ハ城内ハ訓城智英ふして
軍陣茶弗少弾と浮ふ之ひふ
子重を郷と抜捕羽成の子ふ潤事合茶
後分責ふ一ふ之ふ藏城を作ふ子の
内ふの人妙を作ふ
札を形ふのふ
を投入ふ後四方ふ

して信玄方へい御の恨をと分り威仕候
時分に深と云へい太者の毛ふ沢進身が勢と下後
もの迄を角く寄るい城は切落と吹て
此時小船場と仕掛け打切り方程小兵衛を
武田勢江出城小軍勢と添をき東のはか
其船寸これい南濱家かしと深と仕掛く
此へ思いせ寄る清しと後も城と宋後と
唐中の此氏と寄る事と方へ分きり
之一番小下久初し城を切るが咲ら長成へ押
寄稲麻竹葦の如く不開んと云むし

んと云んきりれい城かも切と小命り深
し戦ふ寄ふ統不寄る寄ふ深し寄の城方
俄小公者して卯ら味を討られい城中吹不
物和し て寄を西方出のふ小寄ふ
きの武きの寄く嘲く寄こいるり云ふ
りん風ふきりと火を吹けられい城を保方
多し合戦を止りて兵火を深んきりきる
寄ふい物く 磐場時と仕り 籠を抜き清敵と
吹して責小り後小い火のよ有こえ寄深
猪へ焼例ま城中吹りまに入へられい歌い

内閣文庫

宗城と稱城入江与作が討捕られし味方も
歌舞音曲されば殺しの憂目あるべき非儀
何成共ひらり心賞与自身の働数刻
多の対戦大小本丸に籠り申れい今日軍力衰
弱に成これを知りしゆえたり是天の与
奪命也又人の如くいとい歌のように
ちらり隠く腹切今日しまもも引
て一まのあるを侍へ物さ多武運を
今昔の命多り女なるたりしも後命て切
腹の中り祇園を訪ふへし其日を程
なく

僧系多りしと長女に渡し家の
汁良行系を以ひ姫の連の祇園小痛り
形しいりし歌の如くなりし
高宗の牛良ハ今推沙村吉兵衛之祖なり 此名ハ時代ハ
紀名ハ時代なるの高宗ハ吉兵衛と称したり 後今なるの名宗ハ高宗 平家
ひらり高と仏名を祝しし腹切 光
ミ中へ沸ひしめて三名汁を祝り歌ハ府
中和交の軍小平清雪ミいんと夫ひもいい
共も焼ひとと 小咲ひ形紙不長安ひとも焼佛
ひり ハ長寿ハ仏菩薩の化 ― 羽方の多地と手形指宗 連ひ ― 今
久和川ハ二多ひの百姓ハ皆多家ひり 多地寺に多ひと不ひ
多ひ又多像形和ひり 二王ハ運慶の化にして 寺坊の多形より往宗ハ家の
多ひ不加賀ひ没度 此 名郎清ひり 未ひり 見仏 ひ 多ひ

けり。こゝに伊豫方歌、こゝに陸奥の集りや、
相大勢かゝれい原行ふ連り蜂のごとく小船り
小のまに〳〵こゝに吉井へ、京極へ、蒲生大和守
義政の兵庫へ押寄せるとそうかゝるとき叫び
作り責たりけり義政是を見て絶入
つゝ忘れがたく一すじも引なき変を吹法
軍と早く入替〳〵一廻りれい味方いくさを
作り〳〵とも〳〵大小歌をせり
たり彼れ味方と今まては九年の一色の味
方接戦すること六年の百騎ばかりふい

ゝ〳〵ゝ多くの敵は陸奥の城方に向ひ
かゝれい城内〳〵と〳〵ゝ義政ふう
敵の勢い〳〵〳〵大海へ少原大将の
及ぶ〳〵響活の城に引入四方を集め
ゝ〳〵ゝ氣質と併き下知をあたの不
歌い湖のごとく〳〵に海〳〵ゝ孤島のごとく
彼を城堅固なるに見ふるい歌の家柳
ゝ〳〵敵と押へ〳〵ゝ〳〵ゝ紙紙紙
ゝ〳〵城小大とけ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵〳〵〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

渡り宮兵衛、吾四の外に敵を作て云か其煙
の中を吟ては他を一人ものかすして敵こう
討とれい一方の囲い城を囲ては全く人こうを
なるい城を一方に押出東西南北
追込れい囲て一方の外に人を付兼程日数
て所交りいつくたるかく兵衛こう兵衛
方を知る云かて俗を見い出すこう智深
四て次へ人こう出るい兼程遠出たるを
知るして相を出るいるして又敵に陣へ
切出たり云去程敵の囲ム所一方こうい所

知れたるを不い吟出ふこう知れひの奴を引
出ふて討とこと云ふ合付と云ふて吟こう
おて兼程五合川て出つたるこうしいへい
川て渡へて討程に城方い見ル弱り出りかる
討られ四海程雪の見和し数刻の戦しか
疲れ果ての場ル敵て出て知ひ敵いるを遁
ひまて門ル表い反て吟こう極り
ない吟敵ム出れたるを憎り見ル
小体ル行程を見へて八方ル縣城
ル事ない中こと押れるを平一方の屋を

寄せ彼り我勇しと京城内城中しも
いまし彼く未丹波ろ[illegible]くと云ふとと雖くの雪と
蔭りうれい突蔭し射蔭し防き戦ふ
いへしも大勢に叶ひうまくこの先と京し
うれ忠平丸沖小城うれい沼ふひ所へうわと
又うるやうなく合戦し寄死たりう歌い
一回し押出し男女をい長沼れしい一城忽
空虚ふりう歌の猪利と如し[illegible]
のうへうれいいつくともさうして沼る後
今ふれしも兼程いうへうりうりはしい兵雄

ちし兵猪岡と引ひて味方の四位張
亜又南方へ向んと雪こいうみ川ふう

城内方府中い比頭ヲ討羽義へ押ろ事

京勝い増深と発るる川と信く東北の軍と
猪く方波のかく押氏頭ふ不ふの北氏一戦しも
ふ及後系成い不ふうし中くしうれと集れ
たり歌いい猪し京く祝宴を押ふふく
し弦ふへり徒西府中の城を本ろ信張ふる
滋雑(たり)成(ふ)を い沼根ふ西田しも[illegible]大ろれい
ふ振ふ十て年比ふれえ要害望ふし

て厳しく攻め寄せ候はば落城疑ひなく候間、
敵い家へ押寄せんと之を焼いて新
宮城を焼き申候に付山大師の門を陳門と和
うと云ふ伽藍也しかして防合へ指連りう
多摩郡の人数と共にしかして味方の
毒地し御家中の安堵の為大矢二郎左衛門
斗を始め二日間しかして陳屋に用ひ申候
本堂を也しかを扱城の一方小大沼と搦め申候間
城切り申候とうれいを聞合申し敵の
放つ矢も防申候ましてへ人を一度攻め寄り

しかり今の高尾ト三日間ハ保ノ辺
孫しかいつと信しかんと多摩かも小舟を集
筏の如く組こうたりて攻寄る弱き列
限を定め一同に鬨をあげ
降と申ひ申つ申つ合戦数刻に及ひ
彼も城方の矢に付しかれ後陣を渡り
なれい平原をこえへ申候時四倍なる
陣係なれい城城一落ふ落ふも味方
ハ減し敵の勢のまくとうへ
うたりかしかし切腹ふ上ふ

和睦成り給ひ全く天運と存じ奉り
事進み申す事なれども
御命を待ち又数しかして城内を
かたむけ兵庫一所かと申けると又陸海
申かち候と仰せられ今更申
成り申かれ候ハ
変化あるべき哉と
奉ひ一戦かなひ難きに
申かい申かに
城を上杉家に
奉ひ

和睦成り給ひ天運と存じ奉り
事進み申す事なれども
御命を待ち又数しかして城内を
かたむけ兵庫一所かと申けると又陸海
申かち候と仰せられ今更申
成り申かれ候ハ
変化あるべき哉と
奉ひ一戦かなひ難きに
申かい申かに
城を上杉家に
奉ひ

命を思へば城も中むかしと
申候京勝
申れい京勝
れかい
城思ひ
かく石連
ふい安く
城を
申

城を
京勝

城を
京勝
四里へ帰り
見しかば
様と
事しかれ
京勝
四郎
様
事しかれ
京勝
城
城
城

の所伊達と云ふ
所なり伊達郡

くして一堂小高き所に京搦方打治め是れい
と枝永の成敗出羽羅城を取詰とて
そこに唐中の軍を相成の為へが潜しに
時に相成と端つ姫しに中の楽惜と敷ん
と山の海の如く列れ山の如く雨霰の
いすれとも之へ押しりい海と見るは
敵人い陸と押立松に味方天陸も一ツ
為体方が此勢ひと云れい山師（コウロイ）行と元濃
しに雅と一言所もなし城を人数と搦り
見るふ中に卿の落るくかけ合の搦負い

ひしに俵（アクセ）果て斗と多い兜角山勢と
竹田中の矣のしに小体を色と行ひしさふ
一人もあ目に一ツ分いさ押寄しを泥を
あれ忘いや声とおし大鎧の門付を信も
斧疲ふつさ出ひ中に持ち沼ち分
唐中の待られしに面ふ成とを防さ
れしも歌いや出ふ中に搦と拵しの
れい海搦い海搦垂示の要害形に力成歌
体中へ出ふ入に寄かしに敵と云ふ城方と
陸と竹に垂ひ厳安付ふ云ふ

貝い[illegible]力[illegible]の[illegible]しい[illegible]
[illegible]れ[illegible]と[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

の浦に陽れ出て合はせ申すより主従形を失ひ
主人城内の所化ック田庵元（ウラモト）渡名はるへ
て吐出せんと仕候へ共忍られ難き事なれ共
一味へ対れいたさに為い合戦を家へ帰
ハ全の中の巣の如くしく池の如く成
一しとり知あるい僕年数中を平の
主人久年対なの印を出し海を名
陽の云ふ事ハ我小方の少京情
出来んと智と知れい家を通れ
出命ちふ陽ふしいさ平ておく仕く対発

ちんと後の徒を前後ハ死翔陽へ押おし分
来る敵と渡し合合命と陽ふ小翔ふ洋
正元来健（ケン）ふ敵を已の方ふ退陽ふ十
横ふ中ふ切ふれい敵とふ対ふ牧陽ふ
働よしふ主月又後ふ方に数ふの痛ふ
にかふふ合いふ中陽へふふふ
後ふふ彼ふ果ふ洋ふ少ふれい対ふ
も対れふ主人ふ久ふ敵数を対実
早主ふ又年後に方ふ拾遺んとふふ
ふを敵ふふふ主人を痛ふふふ

れ扨浮屠の首を和泉の堺に送りて
かくし併せ晒すを汁おすを
大きに怒り給ひて荒く安堵もあらんか
なんと思ひ給ひに京情寛に大度の人なる
面を和らげ天下那遠利と示しし
事なるを天文年二十七歳の秋
淡路を渡られ一向の人民の仏後
の戒メかなして国府の市場に於て八撥り
の首ともを信長かくして一向宗
始めて法の義幕下に屈し一向軍は

代をうけ十年目なる日蔵と唱へし大船に
船宗淳ひ〳〵同宗の内に乗り抑
信長の手後盛に取る法久々叡山天正十七
年と云百八十余年の手枝を抜き
小六月三万の軍勢を以て攻
修小十余年の間大百年に成名船を
〳〵船と云者の下少と笑と事を彼
代情と云ひ事紀ひ事百得小
押移り抜昆人下有量知慮察有也
風云就八学説

上枚系圖

本名長尾

良兼
桓武天皇ノ孫上総介ヲ襲（タカヒテ）ノ三男良兼ノ孫
八郎ト成是ヲ吸末八平氏ト云

忠道
良兼ノ代ノ孫

為道
忠道子ノ門ヲ為ト云
其ノ庸家ノ文紀

景道
忠道ノ二男源余侍従為道
其ノ桓武氏ノ文紀

景成
忠道ノ三男侍従景成

景政
景成ノ子源余侍従為道ノ養子ト云
其ノ大傷ノ長尾ノ文紀

景忠 大帝

景宗
宗忠ノ子 宗宗ノ弟 大伝役 世田ノ人 従

景弘
宗忠二男 法師 宗江ト云 ソヨリ始テ七尾氏ト号

定景
宗江ノ子 七尾ト称 定宗ト云

景
ダ子カケ
宗江二男 法師 多子宗ト云

為景
ダ子カケ
為宗ノ子 為宗ト云

定景
為宗ノ子 為定宗ト云

賢昌
為宗ノ二男 為定ノ弟 昌ト云

成氏
七尾ト称 成氏ト云 ソヨリ上杉幕下

義景
為宗ノ三男 為人義宗ト云

為景
定宗ノ子 六帝 為宗ト云 成氏ノ弟 為ノ成氏ノ子 成氏ト云 後法成ノ代 道長ト云

景虎
為宗ノ子 浮田大弼 宗虎ト云 天文十四年 上杉憲政 武列 川越ニテ 小弟氏康ニテ負ケ上列二平井ノ城ヲ出 長尾宗虎カ二居城春日山ニ籠ル 上杉 ヒ名字并官位ヲ譲ル 依テ宗虎上杉ト改 天文十一年 二月三日ニ 公家ニ謙信ト号ス 永禄三年 従ヒ列小田原小弟小田原ト戦 四年 三月 上杉輝虎ト改 元亀元年 二月 小弟和睦ニテ氏康七男ヲ養子ニ 長尾景虎ト号セシ 上杉ニ帰 宗虎ト号セシ 長尾景虎ト称セ 小田原ヲ出ル 北条氏康 謙信ノ男 長尾景虎ニハ 門ニテ 九ニ 北条氏康 謙信ニハ 依 謙信ト称セ 小田原ヲ 北条氏ト 名ヲ譲ル 遺言ニテ 天正六年 戊子三月十三日 年四十九ヨリ 不識院殿ト号ス

景勝
謙信ノ姉聟 長尾郡 城主ヲ義 宗ノ聟 嗣子 宗ノ男 長尾 宗勝ト云 謙信 通称 上杉ニ 上杉ニ 謙信ト称シ 名ヲ 宗勝ト号ス 後 名ヲ 上杉ト 戦 利ヲ 以 城中 城主 謙信ノ幕下 成 天正十三年 秋 謙信ノ門十六成ル 六月廿二日 西尾ト 叙任 名 成 ソヲ 従 西尾ト 浮田大弼ト 叙任 世 城主 官 国ヲ 文禄三甲午 四月 今 後 西尾 叙 大老 列 伺 門 年 高田ヲ 改 奥列 参 体 参 行ク 城ニ 所 習 陸奥 仕 石 万 石 長 六年 帰 家康ニ 会 欲 ヒ 利ヲ 失 同七月 新 宗 信 会 津ヲ 出 十万 入 浴ス 八月 ヒ ト 徳川ニ 降 宗ノ

[illegible]

二月 ホウゴ 三年 六十九

定勝

京極ノ子 兵部少輔 宮内卿ト云 文和九二月十三日 従四位下ニ叙位 三位ニ叙セラル
陸奥大掾ト号ス 貞和三 西宮八月十四日 [illegible] 権少将ニ任ス 正保二
九月十日 [illegible] 年

綱勝

定勝ノ子 正慶元年三月三日 従四位下ニ叙位ス 又播磨ノ守ト号ス
播磨ト属ス ヲ而 貞和四 甲辰 天 年 十七歩 合刷
ナシテ 義詮 和天 貞 ナシ 代 後 [illegible] 良 正 野 分 英 八 保 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 男 三 命 ト 多 紹 ニ セ ト 送 ス 門 六 月 ヲ 義 ノ 門 家 宮 保 ホ
ヲ 殿 中 ニ ホ ト 揚 ヲ 赤 朝 類 ヲ 死 ル 少 刺 保 ト 被 ヲ 命 ト 身 形 化
ホ ト 俣 ホ ト 殺 ホ 家 蔵 以 ホ 名 彫 絶 ヲ 城 書 ニ 名 編 修 所 ル ホ
ホ ト 殘 ヲ ナ ス 方 ホ 刺 ニ 命 ハ ホ ト 刺 ニ 命 ト 後 兵 年 保 京 倫 ト 云

女子

桜井丹後ノ元保室

女子

桜井元泉ノ利信室

綱憲

三命 京倫ト云 延宝三乙卯十一月廿六日 京綱ノ所系 元後ニ綱
[illegible] 保憲ト改ム 付従四位下侍従ニ叙位 陸奥大掾ト号ス

吉憲

三後 [illegible] 元貞ノ [illegible] 年 ノ 歳九
氏 [illegible] 補 従四位 侍従 [illegible] 吉憲

憲孝

ノ 嫡ト云フ子也

勝因

後ノ ノ 勝因ト云

勝延

武部ト云

女子

畠山 [illegible] ノ 長信室

宗憲 淳和大炊頭従四位下侍従

宗房 民部大輔従三位侍従

蒲田能光書

信吉 蒲田能光ハ信吉天正四七年卯月二十日駿府ニ於テ誕生シ幼名熊千代ト称シ成長シテ能光ト改称シ後妻ヲ信吉ノ姪ニ成ル信吉妻ハ能光中務少輔任官ノ日十年ニ六月ニ死ス信吉ハ蒲田年人ヲ以テ能光ニ家督相続ニ付今ニ於テ慶長十六年ノ夏三月十九日能光ニ後海ニテ河内国福田郡ノ所領百石ヲ与フ上一統ニ及ヒ後ノ能光ト称シ家督スト奥列ノ所領百石ヲ与フ元和元年ニ能光ハ大和国ニ於テ死ス家督スト門三月信吉ノ遺ヲ受ケ帳ヲ以テ所領ヲ返上シ浪士トナル

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan